

令和5年度第2回岡山支部評議会 参考資料

第 118 回全国健康保険協会運営委員会（令和 4 年 9 月 14 日）

理事長発言要旨

- 本日、運営委員の皆様より、私が平成 29 年 12 月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関する質問をいただいたので、私の認識を申し上げます。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていたかと思っっている。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025 年には、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040 年には 65 歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率 10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要だと考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約 4 兆 3,000 億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に 4,000 万人の加入者に一人当たり 10 万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率 10%を超えないようにすることができる。65 歳以上の高齢者人口が最も多くなる 2040 年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率 10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」に関する現状認識である。

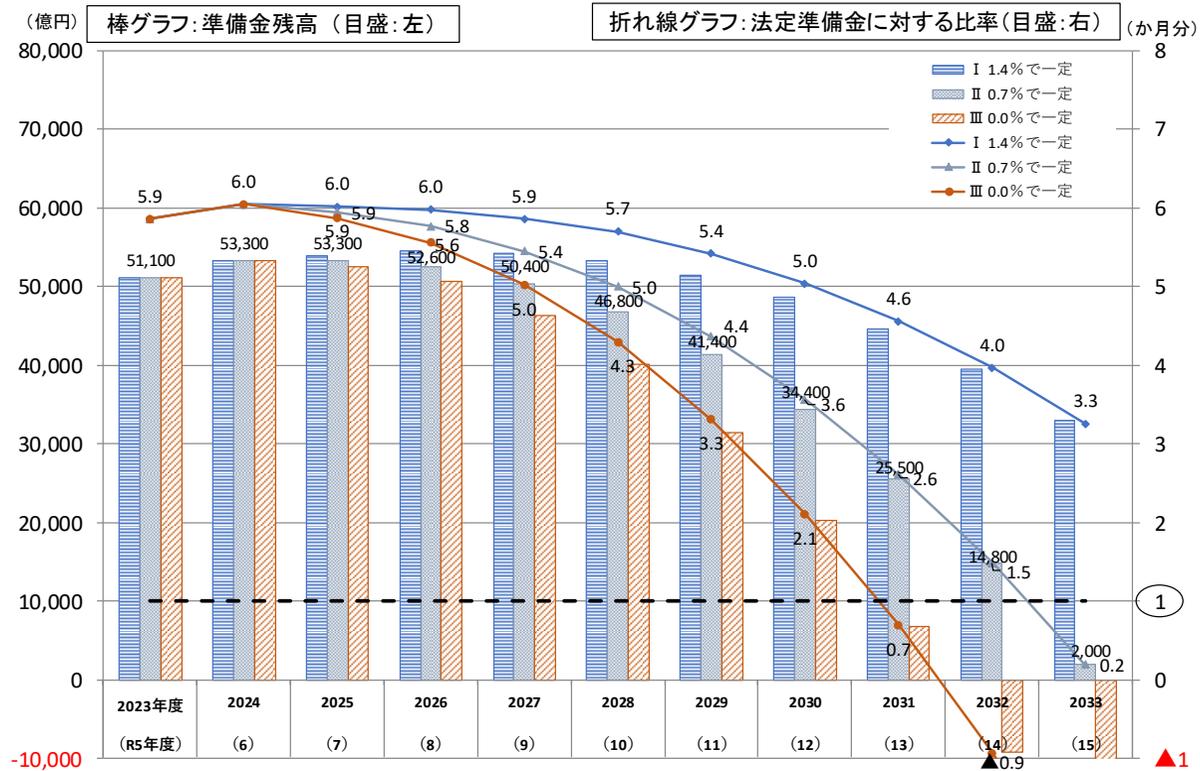
○ 5年収支見通しと同様の前提をおいて、平均保険料率を10.0%で維持した場合について、今後10年間（2033年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

賃金上昇率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

ケースⅠ：賃金上昇率 1.4%

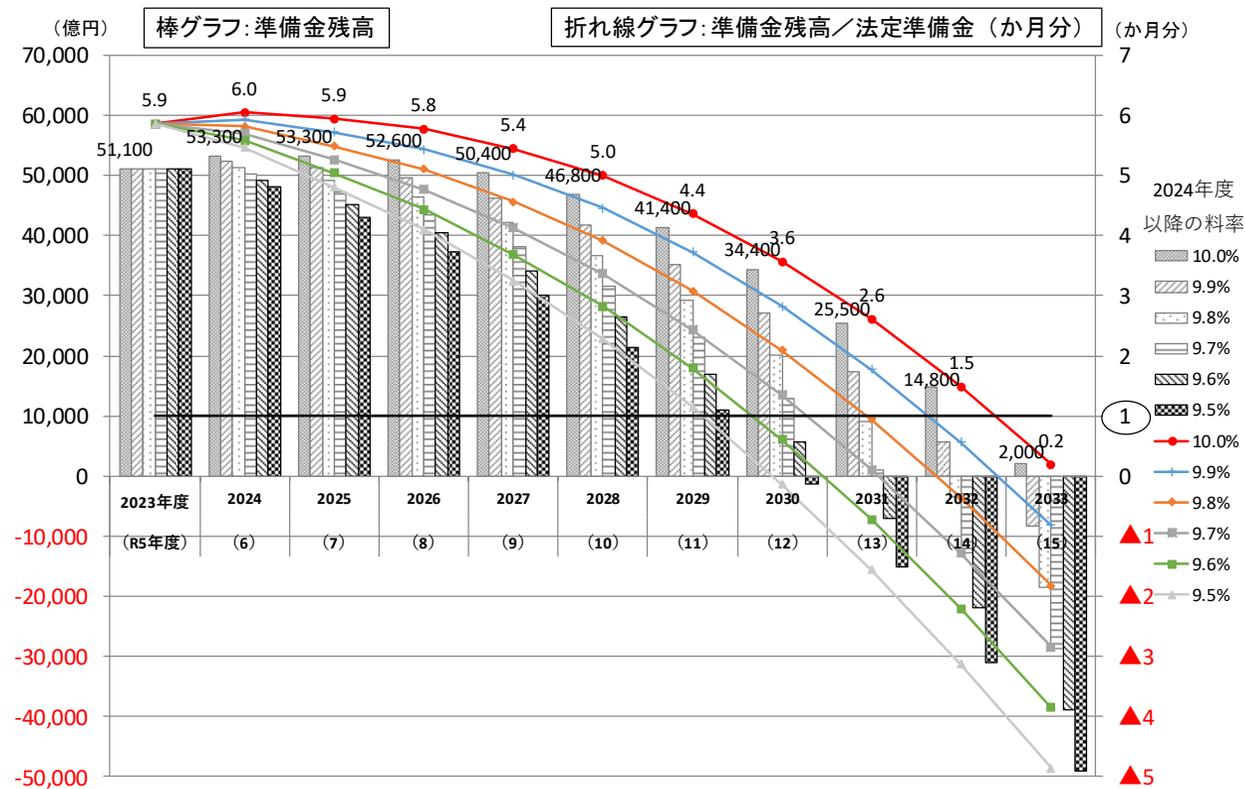
ケースⅡ：賃金上昇率 0.7%

ケースⅢ：賃金上昇率 0.0%



- 5年収支見通しと同様の前提において、ケースⅡ（賃金上昇率0.7%）における2024年度以降の平均保険料率を10.0%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2033年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

保険料率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

○保険料率を変更した場合の試算結果

①2024年度以降 9.9%

(単位：億円)

資金上昇率		2023年度 (令和5年度)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
I 1.4%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,700	1,200	▲400	▲500	▲1,300	▲1,900
	準備金	51,100	52,300	51,900	51,500	50,200	48,300
II 0.7%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,700	1,200	▲1,000	▲1,700	▲3,200	▲4,600
	準備金	51,100	52,300	51,300	49,600	46,300	41,700
III 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	3,700	1,200	▲1,700	▲3,000	▲5,200	▲7,300
	準備金	51,100	52,300	50,600	47,600	42,400	35,100

②2024年度以降 9.8%

(単位：億円)

I 1.4%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	3,700	200	▲1,400	▲1,500	▲2,400	▲2,900
	準備金	51,100	51,300	49,900	48,400	46,000	43,100
II 0.7%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	3,700	200	▲2,000	▲2,700	▲4,300	▲5,600
	準備金	51,100	51,300	49,200	46,500	42,200	36,600
III 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	3,700	200	▲2,700	▲4,000	▲6,200	▲8,300
	準備金	51,100	51,300	48,600	44,600	38,400	30,100

③2024年度以降 9.7%

(単位：億円)

I 1.4%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,700	▲800	▲2,400	▲2,500	▲3,400	▲4,000
	準備金	51,100	50,300	47,900	45,300	41,900	37,900
II 0.7%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,700	▲800	▲3,100	▲3,800	▲5,300	▲6,700
	準備金	51,100	50,300	47,200	43,400	38,200	31,500
III 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	3,700	▲800	▲3,700	▲5,000	▲7,200	▲9,300
	準備金	51,100	50,300	46,500	41,600	34,300	25,100

④2024年度以降 9.6%

(単位：億円)

I 1.4%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	3,700	▲1,800	▲3,400	▲3,600	▲4,400	▲5,000
	準備金	51,100	49,200	45,800	42,200	37,800	32,800
II 0.7%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	3,700	▲1,800	▲4,100	▲4,800	▲6,300	▲7,700
	準備金	51,100	49,200	45,200	40,400	34,100	26,400
III 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	3,700	▲1,800	▲4,700	▲6,000	▲8,200	▲10,300
	準備金	51,100	49,200	44,500	38,500	30,300	20,000

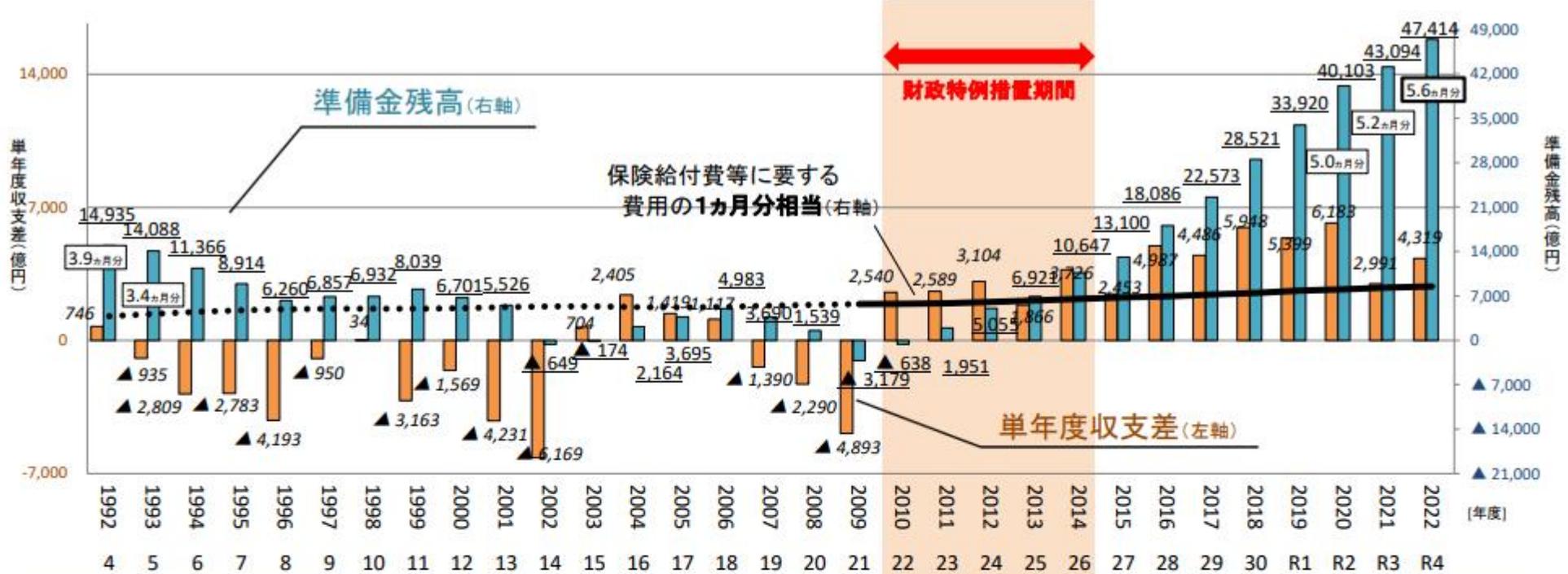
⑤2024年度以降 9.5%

(単位：億円)

I 1.4%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	3,700	▲2,800	▲4,500	▲4,600	▲5,500	▲6,100
	準備金	51,100	48,200	43,800	39,200	33,700	27,600
II 0.7%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	3,700	▲2,800	▲5,100	▲5,800	▲7,300	▲8,700
	準備金	51,100	48,200	43,100	37,300	30,000	21,300
III 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	3,700	▲2,800	▲5,700	▲7,000	▲9,200	▲11,200
	準備金	51,100	48,200	42,500	35,500	26,300	15,000

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)



(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

協会けんぽ保有データからわかること

2020から2022(令和2年度から4年度)健診結果及び問診結果の地域差指数-1

健診受診率等

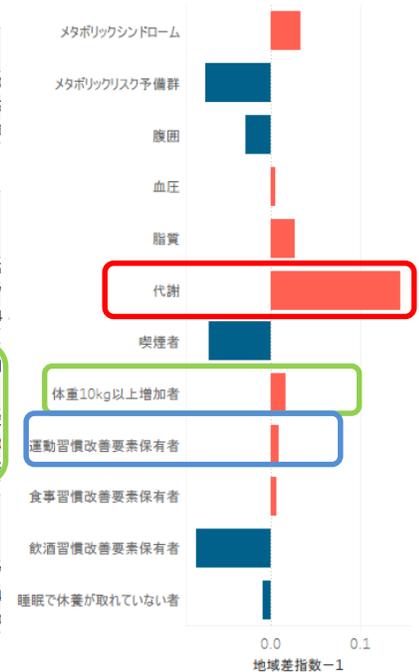
統計年度	生活習慣病予防健診受診率	事業者健診受診率	特定健診受診率	特定保健指導実施率	勤奨後3か月以内受診率	コロナヘルス宣言事業所数
2020	53.8%	10.2%	23.1%	29.1%	0.0%	1,680
2021	55.5%	9.7%	25.6%	35.0%	0.0%	2,035
2022	49.4%	11.3%	17.4%	37.6%	0.0%	2,168

健診結果・問診結果

統計年度	メタボリックシンドロームのリスク保有率	メタボリックシンドロームのリスク保有率 地域差指数-1	メタボリックリスク予備群の割合	メタボリックリスク予備群の割合 地域差指数-1	腹囲のリスク保有率	腹囲のリスク保有率 地域差指数-1	血圧のリスク保有率	血圧のリスク保有率 地域差指数-1
2020	16.2%	0.031	11.7%	-0.092	34.2%	-0.034	45.1%	-0.005
2021	16.0%	0.028	11.7%	-0.081	34.0%	-0.031	45.1%	-0.007
2022	16.5%	0.034	11.9%	-0.074	34.6%	-0.029	45.9%	0.004

統計年度	脂質のリスク保有率	脂質のリスク保有率 地域差指数-1	代謝のリスク保有率	代謝のリスク保有率 地域差指数-1	喫煙者の割合	喫煙者の割合 地域差指数-1	体重10kg以上増加者の割合	体重10kg以上増加者の割合 地域差指数-1
2020	29.4%	0.026	17.7%	0.145	25.9%	-0.097	41.0%	0.002
2021	29.2%	0.025	17.7%	0.143	25.4%	-0.092	41.4%	0.010
2022	29.8%	0.026	17.9%	0.145	26.4%	-0.070	41.8%	0.016

統計年度	運動習慣改善要素保有者の割合	運動習慣改善要素保有者の割合 地域差指数-1	食事習慣改善要素保有者の割合	食事習慣改善要素保有者の割合 地域差指数-1	飲酒習慣改善要素保有者の割合	飲酒習慣改善要素保有者の割合 地域差指数-1	睡眠で休養が取れていない者の割合	睡眠で休養が取れていない者の割合 地域差指数-1
2020	91.6%	0.015	69.8%	0.005	26.3%	-0.093	36.5%	0.007
2021	90.7%	0.010	69.9%	0.007	26.0%	-0.082	36.2%	-0.004
2022	90.0%	0.008	69.8%	0.006	26.1%	-0.084	37.2%	-0.010



健診受診者の中で代謝のリスク保有率が全国平均より大きく上回っています。

問診項目では、体重10kg以上増加者の割合、運動習慣改善要素保有者の割合が高く、代謝リスク悪化の要因になっている可能性が高いと思われます。

メンタル不調等による傷病手当金

○協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）傷病手当金「精神および行動の障害」 **件数割合推移**



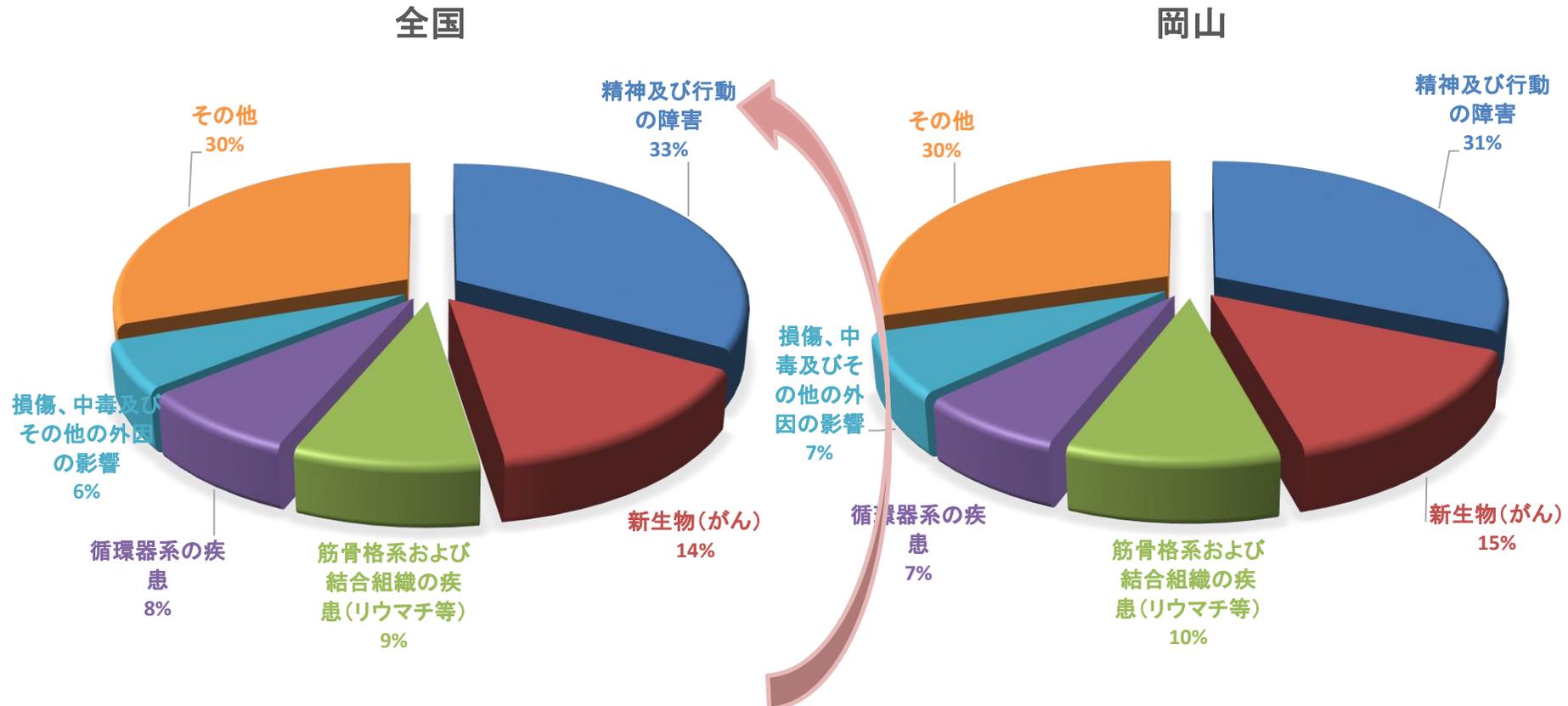
メンタルヘルス不調等を理由とした申請の割合は年々上昇傾向となっています。
平成10年は5.1%、平成25年には25.7%、令和元年には31.3%と30%を超え、令和3年度には33%と更に増加しています。
令和4年度は新型コロナウイルス感染症による申請件数が増加したため割合が減少していますが依然として高い状況です。

※協会けんぽは平成20年10月、旧政府管掌健康保険より継承を受け設立した公法人です。平成10年から平成20年は旧政府管掌健康保険当時の全国の数値のみの表示です。

メンタル不調等による傷病手当金

○令和3年度 傷病手当金支給件数の傷病別割合（全年齢）

※対象：令和3年10月（現金給付受給者状況調査より）

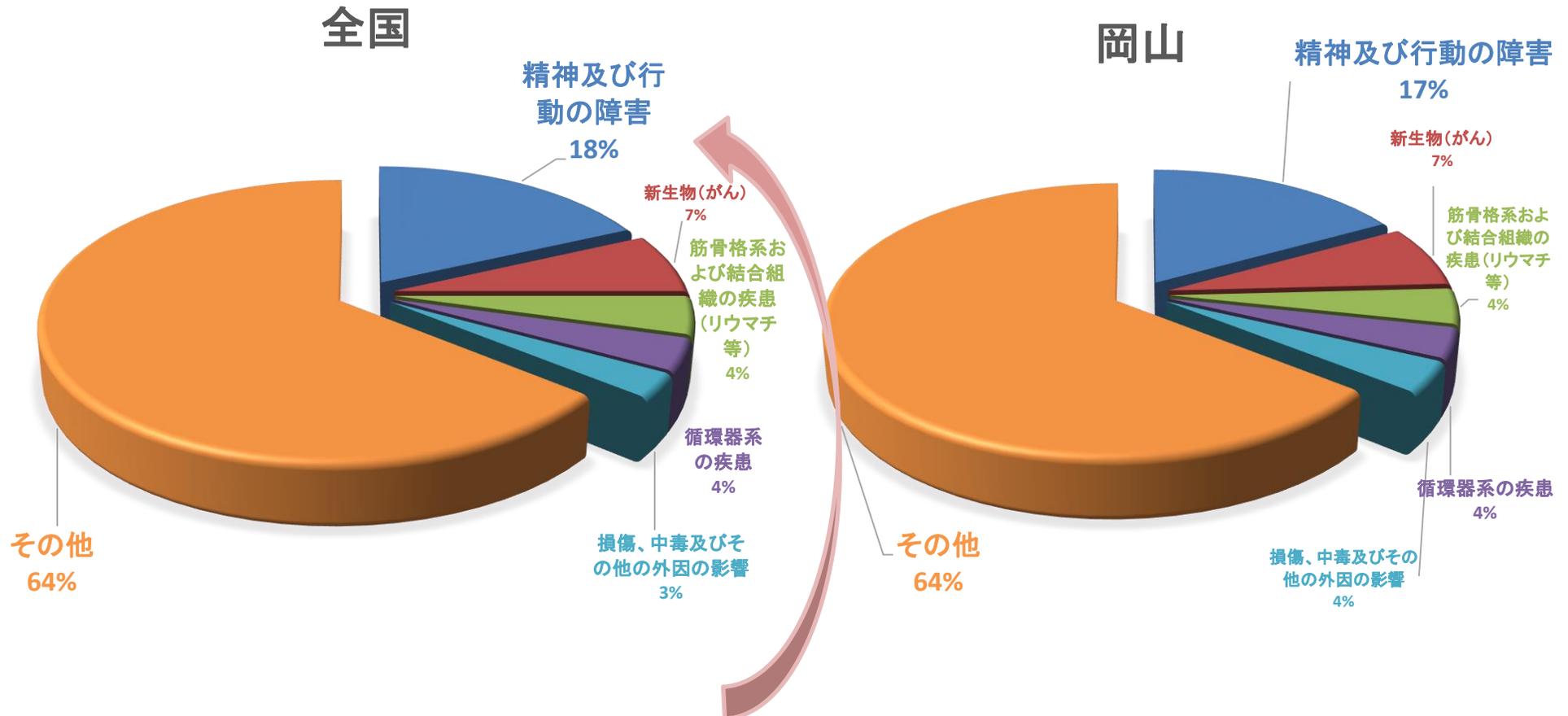


傷病手当金の申請のうち最も多いのがメンタルヘルス不調等（上の円グラフ：精神及び行動の障害）です。次いで新生物（がん）となっており岡山支部においても同傾向です。

メンタル不調等による傷病手当金

○令和4年度 傷病手当金支給件数の傷病別割合（全年齢）

※対象：令和4年10月（現金給付受給者状況調査より）

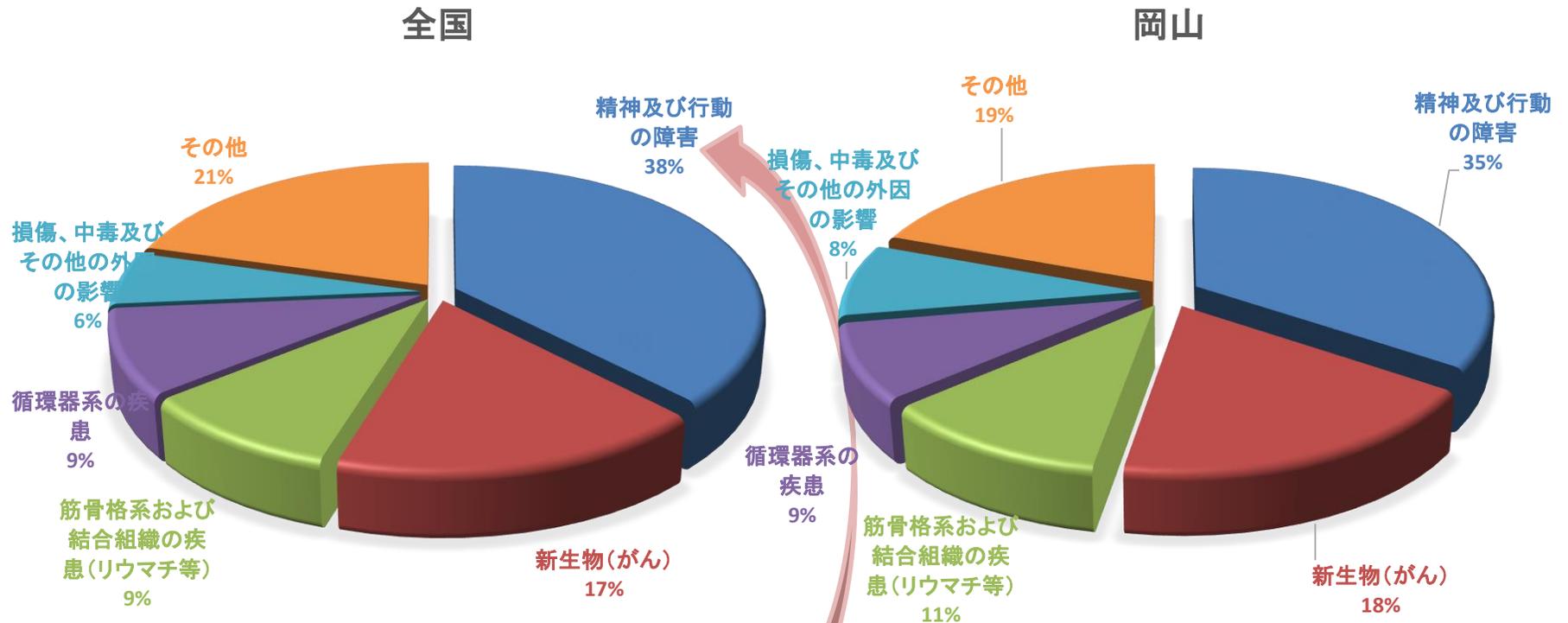


傷病手当金の申請のうち最も多いのがメンタルヘルス不調等（上の円グラフ：精神及び行動の障害）です。次いで新生物（がん）となっており岡山支部においても同傾向です。

メンタル不調等による傷病手当金

○令和3年度 傷病手当金支給金額の傷病別割合（全年齢）

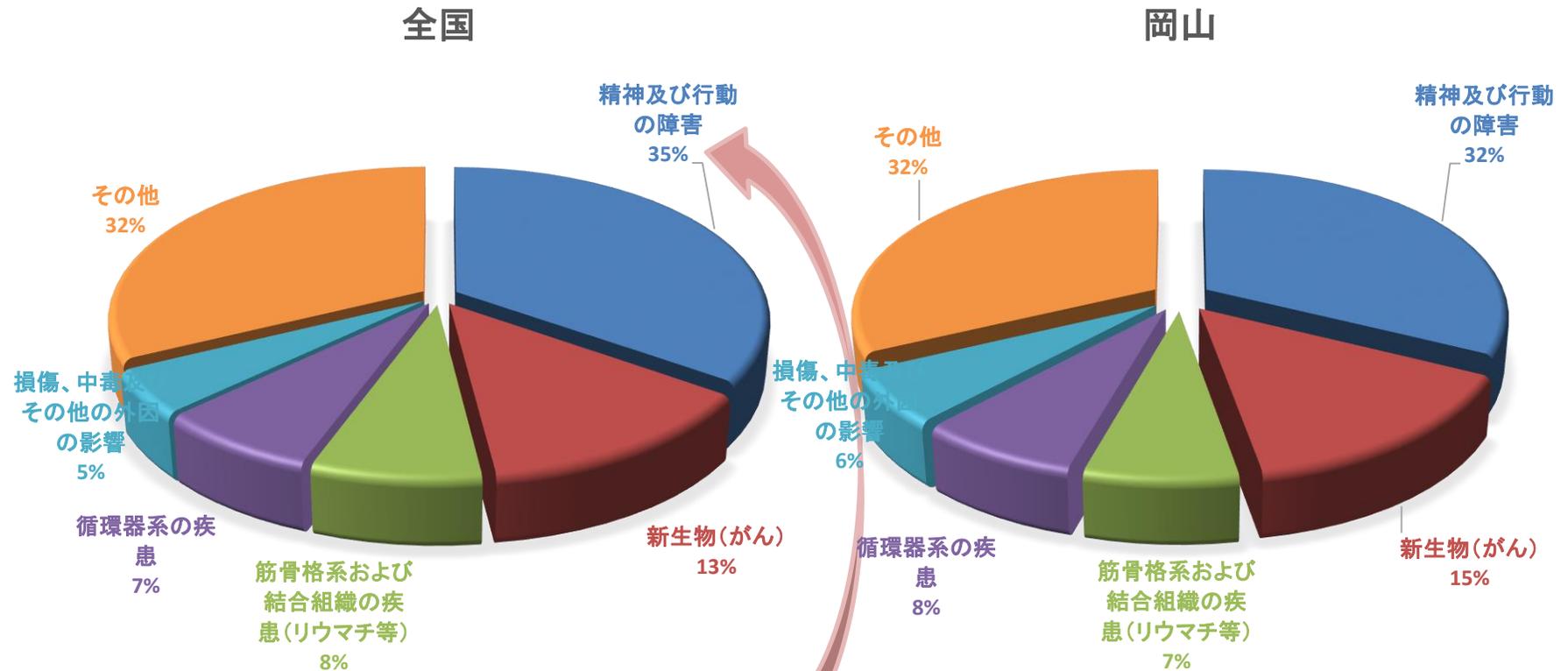
※対象：令和3年10月（現金給付受給者状況調査より）



傷病手当金支給金額においてもメンタルヘルス不調等（上の円グラフ：精神及び行動の障害）が最大です。件数の傷病別割合と数値の差はあるものの同傾向です。

メンタル不調等による傷病手当金

○令和4年度 傷病手当金支給金額の傷病別割合（全年齢） ※対象：令和4年10月（現金給付受給者状況調査より）



傷病手当金支給金額においてもメンタルヘルス不調等（上の円グラフ：精神及び行動の障害）が最大です。件数の傷病別割合と数値の差はあるものの同傾向です。